

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正について



環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律(以下、救済法)施行規則の一部を改正する省令が、パブリックコメントの募集を経て平成 22 年 6 月 25 日付けで公布、同 7 月 1 日付けで施行されました。

今回の省令改正により、石綿肺等を指定疾病に追加するに当たっての、所要の手続き規定が整備されました。

概要は、以下の通りです。

1. 改正の背景

平成 18 年当時制定された救済法では、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)が、救済給付の対象となる指定疾病とされていましたが、中央環境審議会の答申を踏まえ、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(以下、石綿肺等)が、政令により追加されたことに基づき、所要手続き等の整備を行う必要が生じました。

2. 改正の内容

指定疾病にかかった旨の認定等に際し、石綿肺等の医学的判定を行うに当たっては、他の肺疾患と区別して診断を行うために、石綿へのばく露があったことを確認する必要があるため、石綿肺等を発症しうる作業への過去の従事状況等が確認できる資料が必要となります。

当社では、各種建材製品のアスベスト分析を行なっています。身近な建材等でも、気になることがありましたら、まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010 年 5 月 21 日付、2010 年 6 月 25 日付 環境省報道発表資料

無機分析箇所 加藤吉紀

